

海外安全対策情報 2020年度第1四半期（4～6月）

2020年8月12日
在グアテマラ日本国大使館

1 社会・治安情勢

（１）新型コロナウイルス感染症対策の一環として、３月から実施されていた「夕方・夜間（夕方４時から翌朝４時まで）の外出禁止」「県を超えての移動の禁止」などの規制に加え、４月１３日より新たに公共スペースおよび居住地内でのマスク着用の義務化が開始された。なお、セマナ・サンタ（聖週間）にかかるイベントはすべて中止された。

（２）４月・５月の間、毎週日曜日の夜に次週の規制についての大統領発表が継続的に実施された。その内容は感染状況を踏まえた各種規制の変更に関するものであり、毎回変更の対象になるものは、「外出禁止時間」や「越県禁止」とする地域、「週末の完全な外出禁止」の有無などであった。

（３）６月１６日から、車両ナンバープレートの末尾番号が偶数か奇数かにより運行制限をする「ナンバープレートによる車両移動制限」が新たに開始された。

（４）ジャマテイ大統領は、非常事態宣言及び予防措置態勢を以下のとおり発出した。

ア 「非常事態宣言」

（ア）時期

５月２９日から７月２８日

（イ）対象地域

ソロラ県のナワラ市、サンタ・カタリナ・イシュタワカン市、サンタ・ルシア・ウタトラン市の３市

（ウ）理 由

土地所有を巡り、ナワラ市とサンタ・カタリナ・イシュタワカン市の住民間に、安全、治安、統治を脅かす暴力行為があったこと、加えて、これら衝突に犯罪組織が関わっている可能性があること

イ 「予防措置態勢」

（ア）時 期

７月２６日から８月９日

（イ）対象地域

イサバル県のエル・エストール市、モラレス市およびリビングストン市、そしてアルタ・ベラパス県のパンソス市およびサンタ・カタリナ・ラ・ティンタ市の合計２県５市

(ウ) 理 由

同地域において犯罪組織による麻薬取引や不法移民(斡旋)、密輸などの違法・暴力行為が確認されているため。犯罪組織は暴力で住民らを脅し数々の襲撃や犯罪行為へ荷担させるなど同地域での支配を強めており、住民の安全な生活に大きな被害を及ぼすに至っていた。(なお、本宣言は国会による承認が得られなかったため当初の「非常事態宣言」から「予防措置態勢」に格下げされたもの。)

(5) 対日感情は良好である。

2 一般犯罪・凶悪犯罪

(1) 傾 向

国家文民警察の発表によると、2020年4月～6月の当国における総犯罪発生件数は3,217件と前年同時期4,814件と比較して1,597件減少(33.2%減)した。また殺人件数も561件と、前年度同時期の870件と比較し309件も減少(35.5%減)しており、治安が改善しているように見える。ただし、これはコロナ禍における政府措置(特に3月22日より実施されている夜間及び週末の外出禁止令)が大きな要因と考えられ、経済活動の再開と外出禁止令の緩和に伴い治安悪化が危惧される。

(2) 2020年4月～6月の当国全土の犯罪発生件数

ア 殺人	561件	(前年 870件 (35.5%減))
イ 傷害	503件	(“ 915件 (45.0%減))
ウ 強盗・窃盗	1,426件	(“ 2,073件 (31.2%減))
エ 強姦	71件	(“ 93件 (23.7%減))
オ 誘拐	2件	(“ 3件 (33.3%減))
カ 行方不明	297件	(“ 660件 (55.0%減))
キ 家庭内暴力	357件	(“ 211件 (69.2%増))

(3) 銃器の蔓延

当国では銃器が容易に入手できるため、殺人、強盗、短時間誘拐の殆どに銃器が使用されている。国家文民警察の報告によると、2020年4月～6月に治安当局が取り扱った殺人事件561件のうち、銃器を使用した事件は407件(全体の72.5%)に達する。依然としてこれら銃器を使用した犯罪に遭遇する(巻き込まれる)危険性は存在する。

(4) 邦人の被害事案

情報なし

(5) 邦人以外の被害事案(代表的事例のみ)

ア 4月23日午前11時頃、首都グアテマラ市第10区内の大型ショッピ

ングモールおよび14区内のショッピングプラザの駐車場において、警備員が常駐しているにもかかわらず相次いで車上荒らしが発生した。新型コロナウイルス対策の入場制限により、通常よりも長い待ち時間を利用した犯行の可能性がある。本事件現場は、在留邦人もよく食料品などを購入する大型ショッピングモールのすぐ近くであった。

イ 5月4日午後2時頃、首都グアテマラ市第14区内において、車上荒らし未遂事件が発生した。犯人は逮捕されたものの、拳銃を所持していた。本事件現場は、在留邦人が通勤などで使用する可能性の高い地点であった。

ウ 5月8日午前6時頃、首都グアテマラ市第10区内において、住居侵入・強盗未遂事件が発生した。犯人は逮捕されたものの、拳銃を所持していた。事件現場は、昼食の時間帯においては、頻繁に多くの人が往来するオフィス街にほど近い場所であった。

エ 5月14日午前6時頃、首都グアテマラ市第14区内において、散歩中のペット（犬）が強奪される事件が発生した。目的は不明なものの、身代金要求もしくは転売の可能性がある。本事件現場は在留邦人がよく食料品などを購入する大型ショッピングモールのすぐ近くであった。

3 誘拐・脅迫事件

資産家に限らず、一般市民がターゲットとなり、その大半は営利誘拐である。被害を届け出ても犯人に対する処罰や被害の補償を望めないばかりか、報復される恐れもあり、犯人に身代金を支払い、警察に被害届を提出しないケースが多い。日本人を含む東洋系外国人は一般的に裕福と見られているので、ターゲットにならないよう日頃から注意する必要がある。

4 日本企業の安全に関わる諸問題

脅迫の電話およびメールは、腹いせやいたずらによるものが大部分であるものの、避難や警察当局への通報などの処置をすることが肝要である。